

総情上第28号  
令和2年3月31日

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社  
代表取締役社長 伊達 寛 殿

総務省情報流通行政局長  
吉田 真人

「欲望の塊」における問題への対応について（要請）

貴社が、平成31年1月8日から同年3月26日まで放送した番組「欲望の塊」について、貴社が令和2年1月21日付けで公表した見解によれば、優勝賞品の出演者への受渡し、タレントへの出演料及び制作会社への制作費の支払が番組を企画した会社からなされていないこと、また、当該番組は外部からの企画持込み及び制作により放送したものであり、貴社が制作著作権を保有しない番組であるが、放送責任は貴社にあることを認めている。

また、貴社からの報告によれば、当該番組は、貴社が考査を行い放送したものであるが、貴社において、番組の企画及び制作に係る体制等を把握していなかったこと、関連企業についての情報を十分に確認できていなかったことを認めている。

放送番組は、その制作形態がいかなるものであっても、放送責任は放送事業者が負うものであり、本件についても、貴社の責任において、適切な管理を行うべきであったと考える。

貴社においては、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする放送法の趣旨を踏まえ、今後このようなことがないよう、速やかに再発防止に取り組むとともに、その内容について公表することを要請する。